

熊本市障がい者自立支援協議会の 役割について

平成27年5月15日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

第五章 障害福祉計画

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

熊本市障がい者自立支援協議会のイメージ

本会議（年4回：5月/8月/11月/2月）

【本会議の機能】

委託相談支援事業者の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議

地域の関係機関によるネットワークの構築等

各部会の進捗管理・評価（検証）

障害福祉計画策定時の意見聴取

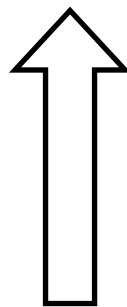
困難事例への対応のあり方の協議

地域の社会資源の点検及び開発

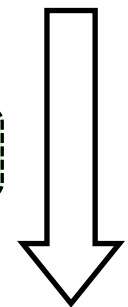
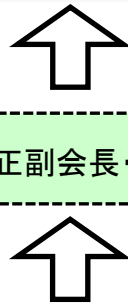
各種施策への提案＋提案の施策への反映状況調査

当事者意見の積極的聴取

- 進捗状況の報告
- 困難事例の報告
- 地域的課題の提起（抽出）
- 検討結果の報告 など



運営会議（正副会長・各部会長会議）



- 進捗状況の管理・評価
- 困難事例の共有・検討
- 地域的課題の対応策の検討依頼
- 検討結果の報告内容の協議・承認 など

専門部会（毎月など）

就労部会

子ども部会

相談支援部会
※くらし部会を統合

精神障がい者
地域移行支援部会

「難病」、「発達障がい」等制度の谷間にある方に対する課題等についても各部会で取り扱う

☆議事の基本構成

- 法制度改正・新たな取り組み等の概要紹介
- 部会報告 ※必須項目
- テーマについての協議 ※必須項目
- ミニ研修(困難事例共有など)
- その他

☆特徴

- 地域の社会資源関係者が多く参加

※本会議委員構成

委託相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、学校・教育機関関係者、企業・雇用機関関係者、障がい福祉施設関係者、障がい者関係団体代表者、学識経験者 等

- 開催頻度が高い

(H26：本会議4回、部会約60回、その他各種運営会議、研修会、当事者交流会等)

- 法制度、行政施策に関する説明が多い

- 部会設置数が多く(4部会)、それぞれが主体的に様々な活動を展開

- 本会議での研修や困難事例の取扱いが少ない

(部会単位での研修会、情報共有、スキルアップは充実)

平成26年度の部会の活動状況

	子ども部会	就労部会	相談支援部会	精神障がい者 地域移行支援部会	くらし部会
開催状況	毎月第2水曜(年12回)	毎月第1木曜(年12回)	毎月第3水曜(年12回)	毎月第2水曜(年11回)	毎月第1火曜(年12回)
構成 メンバー	相談支援事業所 児童支援施設関係 行政(市ケアマネ含) 家族会	相談支援事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型 就労継続支援B型 支援学校 市ケアマネ 職業紹介・相談機関 専門相談機関 家族会 その他(企業、医療機関等)	相談支援事業所(指定一 般・特定・障害児 含む)	相談支援事業所 医療関係者 社会福祉法人 生活訓練事業所	相談支援事業所 就労系サービス事業所 家族会 市ケアマネ ヘルパー事業所
H26年度 の主な 取り組み ・ 協議内容	<p><u>障がいのある児童の支援について協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育について(市長宛意見書提出) ・障がい者サポーター制度について ・計画相談について ・困難事例検討 ・放課後等デイサービスの課題整理(事業者、利用者アンケート調査) ・障がい児の余暇活動について 	<p><u>障がいのある方の就労支援について協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援研修会等の開催 ・就労支援ガイドブックの更新 ・障がい者雇用に関する冊子の作成 ・就労継続支援A型・B型事業所の課題やニーズの抽出を行うためのアンケートの実施 ・就労継続支援A型事業所を対象とした研修会を開催 ・熊本市障がい者プラン中間見直し(就労分野)に対する検討結果報告(市長宛報告書提出) 	<p><u>障がい者(児)に関する課題を整理し、解決に向けての協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制に関する現状分析(計画相談に関すること等) ・計画相談マニュアル作成 ・相談支援に関する研修 ・困難事例検討 	<p><u>精神障がい者の地域移行・定着支援について協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度に関する説明・意見交換 ・講師を招いての研修 ・事例検討 ・普及啓発グループ、ピアサポート活用グループに別れ、各種課題に関する検討 ・高齢入院患者地域支援事業の効果検証 	<p><u>障がいのある方の生活に関する支援について協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者交流会の企画検討、開催 ・困難事例の検討 ・GH・CHの情報共有 ・くらしに関する課題抽出、検討(ヘルパー事業所等との意見交換)